

西曆千八百年前後のロイズ

椎名 幾三郎

一、序 言

二、ロイズの振興（一七七四—一七九三）

三、ロイズと戦争危険（一七九三—一八一五）

四、結 語

—

本誌第五卷上冊に於て、私はロイズ文献中の最も權威あるチャールズ・ライト及びアーネスト・フエル兩氏の共著「ロイズの歴史」のうちのロイズの起源に關する部分を紹介した。本冊に於ては、

西曆千八百年前後のロイズ

五七三

それ以後に於けるロイズの發展の經過を、同書を參考として略述しやうと思ふ。

二

一七七九年二月三日のロイズの總會は保險證券の書式を確定したことの外にロイズの歴史上重要な事業を爲した。それは此の總會に於て建物委員會が其組合の資金を支出して護衛船全部の表を獲得して、船長の海事報告に追加する權能を與へられたことである。これがフランスとの大戦争のロイズに及したる影響の最初の痕跡である。

此の影響は二十年後にはコヒー・ハウスに於ける共同精神の進化の決定的要素となつたのである。然し、此の頃にはまだ殆ど問題にならなかつた。従つて、たつた一度、戦争に對して積極的行動を採つたに過ぎない。即ち一七八一年一月三日の總會に於て、船長が船舶及び積荷を捕獲者の爲めに抵當とすることを制限するやう議會に對して委員會から請願すべしとの動議が提出されただけである。

何故にかゝる動議が出たか。それを知るには當時の戦争に於ける拿捕について先づ研究せねばならない。當時の拿捕者は多くは私船であつて、一つの商業上の投機として之を行つた。そして拿捕

者は船舶及び彼等の請戻金を支拂ふべき旨を記載したる證書を受取つて被拿捕船を釋放することが少くなかつた。之によつて拿捕者は被拿捕船を港に引致するの手續を省き且つ奪還せらるゝの危険を免れた。而して、此方法は、被拿捕者側には一層有利であつた。船舶及び積荷は奪はれず、船員は投獄を免れるからである。然し乍ら、此の方法は保險者には甚だ不利益である。何故なれば、船員をして拿捕を免れる爲めに極力抵抗せしめ若くは努力せしむるの刺激を大いに減少せしむるのみならず、全く奪還の機會を失ふに到るからである。これが、一七八一年の動議を提出せしめたる原因である。さり乍ら、其動議は成立しなかつた。其理由は、恐らく請戻金の支拂の方が船舶及び積荷の全部の拿捕よりも損害が輕いためと、ロイズの組合員たちがまだ議會へ請願する程に有力なる團體を造つてゐないと考へたからであらう。

さて、當時の保險者の事業の成績はどうであつたか。英國の海軍は聯合國の艦隊に依つて絶えず壓迫されてゐた。殊に一七八〇年の八月には、コルドヴァの率ゐたるスペエン艦隊はフランス軍の援助を得て東西兩印度行の護衛商船隊に遭遇し六十三隻中の五十五隻を拿捕してしまつた。これは英國商業に對する物凄い打撃であつた。其損失を貨幣に換算すれば、百五十萬ポンドといふ巨額であつた。之が、他のより小さい打撃に追加されて、ロイズを根柢から動搖せしめた。多數の保險者

は破産するに至つた。

かくの如き敵艦隊によつて加へられたる損害の外に、到る所に跳梁せる私船の奪掠があつた。ニユー・エングランドの各地の港からは快速力を有し、よく武装されたる船舶が現れて大西洋上の商業を脅した。また、ブリタニユ及びノルマンディーの勇敢なる水夫は英國船の奪掠を行つた。一七八三年頃、英國は約五千二百隻の商船を有したのであるが一七七六年以降毎年其一割以上も拿捕されたのである。

その上、ロイズの保険者は敵國人の損害に關係を有してゐた。フランス船舶の保險を禁じたる一七四八年の法律は其當時の戦争の期間だけに適用されて、其後の七年戦争及び米國の獨立戦争の際には復活されなかつた。而して、十八世紀に於ける愛國心は未だ低級であつて、敵國人と取引して利得することを當然としてゐた。然るに米國の獨立戦争中に敵國人の受けたる損害も亦甚だ多額に上つた。

かゝる事情によつてロイズの保険者の大部分は非常な損失を受けた。資力が充分でない爲めに破産したものや、保險を副業とし従つて此種の事業に對する經驗の乏しい爲めに失敗したものが多かつた。蓋し、忘れてはならぬ事は、當時ロイズの組合員たらんとするには、十五ポンドの入會金の

支拂を以て足り、選舉の形式さへも踐むことを要しなかつたこと、是である。但し例外的に資力あり經驗に富めるによつて戰爭保險から利益をあげ得たものもあつた。何故なれば、保險料率は極めて高率であつたからである。例へば、一七八二年に於て、ロンドンからジャマイカまでの航海に對する保險料は護衛船付きで十二パーセント、それなして二十パーセントであつた。されば、保險業に無經驗なる小商人にとつては、此保險料は實に好餌であつて、彼等は之を求めて破産に誘導されたのである。

以上は保險事業の概況であるが、當時の保險者は如何なる人物であつたか、また其取引の方法は如何であつたか。

保險の法律及び慣習に關して大著作を物せるヴェスケットの言葉を借りるならば、保險者は無智、仲立人は狡猾、被保險者は不正直であつた。また、彼は保險者の多くが羊の群の如くに、一人のリーダーに盲従することを歎じてゐる。然し此等の批難はしばしば繰り返されるけれども必ずしも當つてゐない。若しも、各保險者が保險契約の條件につき別々に新に論究するならば、商取引は不可能となる。取引が開始されたならば、保險者は其取引を欲するや否やのみを考慮すべきであつて、危険が一旦有名なる保險者によつて引受られたる以上、其取引の條件を變更することは殆ど絶

無のことである。

ヴェスケットは保険取引の慣習についても攻撃の矢を放つてゐる。當時、損害は請求後一ヶ月以内に填補された。然し、保険者と仲立人との決済は一ケ年に一度の差引勘定によつて行はれた。最初の保険料に對する五パーセント、最後の差額に對する十パーセントの仲立手数料が支拂はれた。而して、前年度の保険料の取立は普通五月から九月の間に行はれた。従つて、差額を支拂ふべきときより實際は六ヶ月、九ヶ月、若くは十二ヶ月も遅延するのである。これが、ヴェスケットの攻撃せる主要なる點である。これはたしかに保険者には苦痛であつたらう。然し、之は仲立人及び被保険者には好都合である。そして、保険者は保険料を取立て得ない爲めに不利益を被るけれども、彼はそれ以上の利益を、信用を博することによつて受ける。何故なれば、仲立人が保険料を押えてゐることは、被保険者に對して一つの保證の手段を供するものであつた。蓋し、當時ロイズは組合員から保證金を徴してゐなかつたからである。この理由によつて、此の方法は十九世紀の中葉以後まで繼續した。たゞ一つの變化は割引率が十二パーセントとなつたことである。しかのみならず、此の方法は現今のロイズの實際取引上に其痕跡を止めてゐる。それは、新しく年四期拂の制度が制定されたとき、之を採用したる仲立人は彼等の保険申込狀の上部に「現金」なる文字を附加したが、

其文字は現在全く無意味となつたけれども、多くの場合今尙維持されてゐることである。

またヴェスケットは當時の保險事業が何等の組織も統制もなく營まれたことを指摘してゐる。實に、海上保險業を組織化し若くは保險法を成文化化する試みは、すでに失敗に終つてゐた。保險裁判所も保險事務局も滅亡してゐた。また、ロンドンに於て仲立人たらしとする者は裁判所が必要と認めたる資格を備へて市長及び市參事會の營業免許を得且つ年額四十シリングの免許料を支拂はねばならなかつた。然し、何れの仲立人も此規定を守らなかつた。

保險者も仲立人も全く組織化されずにゐた。たゞニュー・ロイズの組合員は例外を成してゐたが、此組合は單に組合員の爲めに適當なる取引設備を爲したゞけである。唯一つの大事業は印刷保險證券書式の確定であつた。此の外に、投機的保險に對抗する爲めの一七七四年の決議は法律と結んで、舊ロイズ・コヒー・ハウスの信用を墜したる取引を防止するには、何等かの役に立つたであらう。けれども、ヴェスケットに依れば、賭博保險は未だ一般に流布せる害惡であつた。

他方、海上保險法の法典化——成文法の制定——の試みは一七四八年の昔に溯る。即ち、此の年に船舶及び積荷保險法規の改善に關する法律案の要點を審議する爲めの委員會が任命された。同委員會は其決議を報告した。然し其後の消息は殆ど不明である。恐らく、忽ちにして葬り去られたも

のであらう。然らば何故になつたであらうか。思ふに、すべての事件を解決するに足る成文法を制定すること困難なりとの理由で、ロイズの経験に富める保険者の殆ど全部が法典化に反対したためであらう。たしかに、マンズフィールド卿の下したる多數の忘るべからざる判決及びロイズの慣習(The Customs of Lloyd's)として承認されるやうになつた慣習及び先例の一大集團の漸進的進化の方が成文法化することよりも、英國の制度の精神に合致したのであつた。茲に附言すべきは、英國海上保険法の成文法化されたのは實に最近即ち一九〇六年のことであるが、前記の如き方法を採りて、輕率なる立法上の改正を行はず、徐々に永い間に法律の強固なる基礎を確立したのであつた。

さて、上述せる諸種の缺陷は如何にして補はるべきか。此點について、一七七九年のニュー・ロイズの印刷保険證券制定の成功及び船名録組合の效用によつて深い印象を受けたる彼ヴェスケットは、保険事業を統制すべき新しい組合——その組合には組合員が紛争を起したるときは必ず訴訟を提起すべき商人、保険者及び仲立人の裁判所を附設すること——を設立せんことを熱望した。

ヴェスケットが海上保険の改善は内部より來るべきであると信じたことは、疑ひもなく正當である。然し、新組合の設立を提唱するに到つては、彼が如何にニュー・ロイズの活動を理解してゐな

かつたかを暴露するものである。彼はロイズを以て未だ昔乍らのロイズ・コヒー・ハウス——即ち其店の顧客及び共同所有者としての共通の利害關係だけで結び付けられたる保険者、仲立人及び商人の集會の場所ぐらゐに考へてゐた。彼は海上保険事業に對して、ロイズの委員會が及し得べき影響を想像し得なかつた。また、コヒー・ハウスに於ける共同精神が強まること及び組合員の選擇を一層嚴重にすることに依つて、海上保険取引に於ける行動の一般的水準が如何に高まるかを推量し得なかつた。さり乍ら、この種の不明は、組合員自身も分有してゐたのであるから此點については彼を責むべからざるや勿論である。

さて、當時の海上保険事業の一般的狀況は上述の如くであるが、此の間に於てニュー・ロイズの組合員は如何なることを爲しつゝあつたか。

思ふにロイズ組合員の顯著なる特徴は、彼等が極めて保守的なること、之である。實に、ロイズ保険者は昔から今まで終始一貫して、本能的保守性と建設的改善能力を併有したる點に於て、模範的英國人である。ロイズの歴史は繼續的成長と變化の歴史である。然し如何なる一步と雖も、其組合に於ける何等かの危機によつて、其必要が證明されない限りは、前方へ決して踏み出されなかつた。彼等がポープス・ヘッド・アレーへ移轉したのも、其後一七七一年に正式の組合を作つたのも、

ロンバルト・ストリートのロイズ・コヒー・ハウスの取引状態について内部的危機があつたからである。かく正式に組合を作つても、當時の佛、獨及び伊の商人の團體のやうに、定款を制定し、規約を作製し役員を任命し、且つ此等の役員の権限及び職務を微細なる點まで注意深く定限するといふやうなことはしなかつた。彼等是一个の特定せる問題——設備の問題を議する爲めに結合した。それは満足に解決した。その後、共同の利害に影響する問題が起つてくれば、それを取扱つた。移轉計畫の爲めに任命された委員會は、依然として何等の正式な規則によらず、殘存した。委員會改選の規定もなかつた。そして、暗黙裡に日常の事務の處理を委ねられてゐた。而して、組合員は總會を招集することを要求する權利を得て、將來に對する完全なる自由を確保したに過ぎなかつた。

従つて、總會の如きも毎年必ず一回開かれるといふことはなかつた。また委員會も極めて不規則に開かれた。そして日常起る些細な事件は、コヒー・ハウスの主人と其時來合はせてゐた組合員とが協力して非公式に處理したものである。また、多くの事務——例へば報導の蒐集及び配布の如きは後年に於ては委員會の任務となつたのであるが、それらは主人の手に存してゐた。而して、ロイズの代々の主人公の甚だ奇妙なる地位を理解することはロイズが到達したる發達の程度に關する真相を捕ふるに必要である。

一七七四年の契約によつて、ロイズ・コーヒー・ハウスの主人は組合員の任意に變更し得る且つ其支配の下に在る借家人となつた。而して、一七七九年フィールディングが死亡しテラーが唯一の主人となつたときに、此の支配権は一層強められた。然し、それに拘らず、主人は相當世間の有力者であつた。自分の利益の爲めに商賣とロイズ・リストの公刊とを行つてゐた。また、ロイズ組合員室の支配人として、従つて或意味に於ける組合の秘書役として行動した。されば、かなり多額の収入もあり、有力なる地位に在つたので、世間で幅の利いたのも尤もである。

コーヒー・ハウスの主人の職務及び責任は、ロイズ組合が其後二回擴張されたために増加した。此等の擴張の費用は組合の支辨であつたが日常の経費はすべて主人の負擔であつた。たゞ火災保険料と室内掃除用の醋だけは其例外を成した。されば主人は其建物の地代其他の課税を支拂らひ、雇人の給料を負擔せねばならなかつた。また、石炭、ロックス、新聞、ペン、文房具等を備へ且つ郵便局員に對する謝禮金を支拂はねばならなかつた。他方、彼はロイズ・リストの配布及び賣却上の利益を取得した。また、其店の各常得意から毎年二ギニーの寄附をうけた。その上、一ギニーの追加的寄附を得てクリスマスにはそれを店員に分配した。ロイズ組合員の増加に伴つて、主人の利益も増加したことは事實であるが、其職務は、かなり重大であつた。コーヒー・ハウスの經營と組合員室

の管理の外に、船舶の到着及び滅失に關する帳簿を作成し、諸港からの通信文を寫し、受信したる報導を迅速に掲載し且つ組合員の質問に答へねばならなかつた。また、委員の指揮に従つて、書面を作成して、之に署名せねばならなかつた。また、組合員の會費を集め、其支拂を怠れる者には口頭又は書面をもつて請求を爲し、不正者を組合員室から排除せねばならなかつた。

されば、當時のロイズの主人たる地位は單純なる大番頭のそれではなかつた。即ち大なる經營の才と世にも稀なる性質——委員會及び組合員との關係に於ては機智と驅引と遠慮と手腕、不正者に對しては禮儀正しい斷乎たる態度——を要したのである。此等の性質はフィールディングの協同者にして後繼者たりしテレーラーにも存したやうである。實に彼はフィールディングのやうに、ロイズ組合の重要性を認識し得るだけの知能を有つてゐたので、其組合の使用人たることに心から誇を感じてゐたやうである。

さて當時に於ては、ロイズ委員會の主たる役目は、組合員室の神聖の保持にあつた。此の室に集りて其便宜を利用しながら、其特權に對する十五ポンドの入會金を支拂ない者が少くなかつた。委員會も主人も其支拂を求めること及び不納者を排除することに努力した。決議や戸口への揭示や主人の口頭による請求やら種々の方法が施された。時の経過につれて支拂要求は益々嚴重になつた。

テラーは常得意にして支拂を爲さざる者の姓名を控へて置くやうにと命ぜられた。一七九一年まで其數は百九に達した。そして、實行はされなかつたが、不納者の氏名を室内に廣告するといふ威赫が數回に亙つて行はれた。

入會金支拂要請の最初のもものは、一七七八年に行はれた。其理由として、最初に十五ポンド宛各組合員が醸出した金額は盡き果て、此家を適當に整頓したる状態に置くには更に金錢を要するといふことが掲げられた。此の要請は多數の不納者の良心に訴へたと見えて、一七七九年には委員會は銀行殘高二千ポンドを有するに至つた。そしてそのうち千五百ポンドを投じて三パーセント・コンソル公債を買入れ、以て準備金の中核を作つた。其後の要請の結果として、一七八六年には組合員室は到底堪へ切れない程に會員が密集した。そこで、組合員室の追加として使用する爲めに隣接せる大きな室を借入れた。この借入に際しては、最初の借入について重要な役割を演じたるジョン・ジュリアス・アングルスタインが大いに盡力した。彼の勞に酬える爲めに、總會は委員の數が従來九であつたのを十となして、アングルスタインが選舉せられ得る餘地を作つた。然し、一般に認められてゐる傳説によつて、アングルスタインは一七九〇年から一七九六年まで事實上ロイズの議長であつたと言はれてゐるが、それは殆ど無根の事柄である。

それは兎に角、アンゲルシタインが新しい場屋の獲得に盡力したことは前述の通りで、彼はロイヤル・エツキスチエンズの所有者マーサー會社のグレンシャム委員會と折衝を重ねたのであつた。かくて擴張された室は非常に立派に設備された。その莊麗と之を利用する人々の事業とはパブリック・アドヴァタイザー紙の記者に深い印象を與へ彼をして詩的感激に満ちたる文章を綴らしむるに至つたといふ。實に此時に於けるロイズは商業上の目的に供せられたる設備としてはヨーロッパ第一のものであつたらう。

此擴張は多額の資金を支出せしめた、また、家賃其他の諸經費を著しく増大せしめて、コーヒーハウスの主人テラーを困惑させた。はじめ家賃は數種に分れてゐたが一七九二年に合併して年額三百ポンドとなつたのである。テラーの負擔を軽くする爲めに委員會は二回に互つて半ギニーづゝ會費の増額を求めた。かくて、會費は年額四ギニー——三ギニーは主人、一ギニーは給仕人に與へられた——となつた。

此の間に於て、委員會は會費及び會場の問題を離れてより重大な問題にふれたことは僅かに二回に過ぎない。その第一回に於ては、委員會は保險法に對し重大なる追加を爲すべき責任を引受けた。而して之を引受けたる方法は極めて偶然的非公式的といふ特徴を有し、ロイズ發展に於ける此

段階を明示してゐる。即ち一七八五年三月十日の委員會に於て、トレスビー氏はすべての保險證券に被保險者をして自己又は其代理人の氏名を記入せしむる法律の草案を作製し、之をハーレー氏に交附すべき依頼を受けた。四ヶ月後十ギニーの報酬が支拂はれた。其草案がどうなつたか其他については何の記録もロイズには存してゐない。また組合員總會にも何等の報告がない。たゞ下院の記録によつて、ハーレー氏が右の草案を受取つたことを知るのみである。

次に一七八六年には不法なる商業によつて生じたる損害に對する保險者の責任問題について他の二つの保險會社と協議する爲めに特別委員會が任命された。然し特別委員會の議事録は保存されてゐない。多分、組合員に對しては何等か報告があつたのであらうが、其痕跡は全然残つてゐない。

なほ當時ロイズに於ける閉店の時間は月水木土の四日は午後八時、火金の二日は午後九時であつた。然し其當時の保險者は強硬なる手段を以てするに非れば、之を退散せしめ得なかつたので、室が空になるまで二人の給仕はベルを鳴らし、更に焚火やロソクを消したものである。一七八五年の總會は此種の手段を採るべきことを決議し、議長は之に署名して新聞に廣告したといふことである。

之を要するに、一七九三年イギリスがフランスと戦端を開くまでは、ロイズは其大きさに於て増大

したけれども其質即ち組織及び機能に於ては殆ど見るべき發展を遂げなかつたのである。一七七四年には百七十九名に過ぎなかつた會員は今や數百名の多きに達した。九百七十平方呎の立坪を有するに過ぎなかつた唯一の組合員室は擴張されて四千二百平方呎に及むだ。アングルシタイン及びワットソンの如き人物の増大せる資産と威信とは、ロイズ組合の聲望を高からしめた。然し乍ら、其本質に於ては、一七七四年のロイズと何の異なる所もなかつた。組合員は適當なる商業取引設備の供給といふこと以外に、何等共通の利害を有しなかつた。そして委員會の義務の殆どすべては、此要求の満足に存した。總會は緊急の用件を處理する爲めに、極めて稀にしか開かれなかつた。組合員が繼續的に委員會を監視するの規定もなければ、保險者及び仲立人の利害に影響する問題に對して委員會が繼續的に注意を拂ふべき旨の規定もなかつたのである。其後二十年にしてロイズが成年期に到達したのは實に戰爭そのものに負ふのである。

三

ロイズの發展史上重要なる役割を演じたるものはフランスの革命軍及びナポレオンに對する英國の永い間の抗爭である。これは二回の短い休戦期間があつたけれども一七九三年から一八一五年ま

て繼續したのである。而して、此戦争にはイギリス王國自身が運命を賭したるが如く、ロイズも亦非常なる危機に遭遇したのである。實に英國海軍力の優越性が確認される以前には多數の憂慮すべき事態が発生したのであつた。否、トラファルガルの海戦によつて侵略及び封鎖の危険を除かれた後と雖も、敵の輕裝船によつて英國の商業に與へられたる恐るべき打撃は如何とも爲し難かつたのである。フランスの私掠船は到る所に活躍し、今次の歐洲大戰に於けるドイツ艦エムデンに類似するものが少くなかつた。

また、ナポレオンのベルリン及びミラノ敕令及び之に對抗する爲め英國政府の採りたる手段は、出港禁止、抑留等を繁からしめた。諸國は漸次に、或は兵力により或は強迫によつて英國船舶に對し港を閉鎖した。そして、英國商品はヨーロッパの大部分に於て沒收せらるゝの危険に瀕したのである。然るに、多くの商品は歐洲諸國に向けて發送され、中にはフランスを目的地としたものもあつた。何故に對敵取引が許されたかといふに、當時は貿易差額を有利ならしむる爲めには、かゝる取引も差支ないとの意見が一般に行はれた爲めである。勿論、かゝる取引に對しては、最初から制限が設けられてあつた。即ち一七九三年のツレートラス・コレス・ボンデンス・ビルにはフランス領内に居住する人に屬する貨物又は船舶の保險及びフランスの港に仕向けられたる武器類の保險を嚴禁

した。またフランス側に於ては、對英取引を歐洲諸國に對して嚴禁した。然し、實際に於て、敵も味方も未だ重商主義の理論及び純粹なる財政上の考慮によつて支配されてゐて、通商の禁止よりも其統制を目的としてゐたのである。ナポレオンの重大なる目的は歐洲大陸市場から英國製品及び其植民地物産を驅逐して、其財力を挫き、以て其聯合國に對する補助金供給を絶たんとするにあつた。之に對し、英國政府は英國の商品を中部歐洲に送らんと欲し、若しも其一部がフランスの手に渡ることありとするも、敵國から金を引き出すことになるとして満足したのである。また、報復を口實として、英國商品の爲めに大陸市場を確保することを目的としてゐたといふ。然しかゝる事情の下に在つては、フランス軍の支配に屬する領土に仕向けられたるすべての貨物はイギリスの許可なき限り沒收せらるゝことゝなつた。而して、一八〇七年の樞密院令の發布後に於て、ロイズの委員會は「英軍の捕獲によつて生じたる損害を支拂ふといふ條項を有する外國保險」は有效なるか否かを國家の諮問機關に質問した。檢事總長を含むこの機關は、かゝる保險が英國又は中立國の商品について結ばれたるときは有效であり、敵國の財貨に對するときは無効なりと異議なく決定した。其後、公式の布告によつて右の意見は覆されて、英國の捕獲に對する保險の不法性は確立した。然し、ロイズに於ては、かゝる保險が、高率の保險料を以て且つ證券面に記載せずに行はれ得たので

ある。而して、比較的近年までイギリス軍による捕獲の危険は、しばしば保険証券に針止めになれたる約款によつて保険されたることは、如何にかゝる保険契約の法律上の地位が曖昧であつたかを示すものとして注意に値することである。

當時北米合衆國は英國と平和關係に在つたけれども、其平和たるや殆ど有名無實であつて、米國船舶にしてフランス及び其聯合諸國に向けられたる貨物を運送するときは英海軍によつて拿捕され、イギリスとの通商を爲すものはフランス海軍によつて捕獲された。

かゝる事情の下に於ては、拿捕されたる貨物及び船舶の數量の大であり、従つてロイズ保險者の受けたる打撃も甚しかつたことは容易に想像し得るであらう。殊に英國船舶にして拿捕されたる數は甚だ多かつた。其數字については異説があるけれども、一七九三年から一八〇二年四月二十三日までの拿捕せられたる數は三千九百十九隻に達し、そのうち取戻し得たるものは僅かに七百九十九隻に過ぎないといふ説が最も眞に近い。されば差引三千百二十隻は敵の手中に歸したのである。即ち當時英國の海外貿易船は年平均三千五百五十隻と推測せられ得るが故に、毎年平均其七・七二%は拿捕されて正味六・一七%は沒收されたのである。

之を以て見れば、如何にロイズの保險者たちが不安に驅られたかは想像に餘りありと言はねばな

らない。殊に此等の捕獲は戦争の全期間中平均的に且つ全海上商業に對して起つたものでない。また最も危険なる航海に對しては、しばしば最高金額の保険契約があつた。更に此等の戦争危険に加ふるに普通の海上危険があつた。そして、それは内外航海を合算すれば、數字的には戦争危険と殆ど匹敵したのである。のみならず、ロイズの保険者は中立船舶の貨物に廣く利害關係を結んでゐた。而して此等の貨物は單に海上の捕獲のみならず港内に於ける拿捕及び國內通過の危険についても保険せられてゐた。

此等の危険が如何に甚しかつたかの真相は其等の危険を反映する所の保険料率を分析することによつて知られ得る。例へばトラファルガル海戦の年に於て特に敵艦隊の活動によつて影響せられたる航路について見るに、西印度からの復航に對して、ロイズ保険者の一人ジャンソン氏は其年の前四半期に於て七十六の危険を引き受けたが其平均料率は八・五%であつた。ザイルナーブ艦隊の西印度への到着は料率を一三・五%に引上げ、更に一五%又はそれ以上に昂騰せしめた。彼が英佛海峡に向つたときは一六%に達したが、カルデアと優柔不斷なる抗争を爲して、カヂスに歸着したる後は一一%に下降した。其後の三四半期中は一三%と一四%の間を上下した。往航の料率は低かつた。然し前四半期中の平均率は六・五%で第二期に於ては九・五%に昇りそれから次第に下降して

十二月には七%となつた。

ジャマイカからの復航に對しては各四半期の平均は一〇・五%から一五%の間を上下し、最高料率は一八乃至二〇%であつた。また大陸との大密貿易の中心地であつたアズレス及びマデイラに對する往航又は復航のうちには、三〇%、甚しきは五〇%の料率を以て保險せられたものがあつた。

トラファルガル戦争後に於ても、ナポレオンの大陸封鎖令が發せられた爲めに、ポルチック諸港を経て中部歐洲に仕向られたる貨物及び其運送船舶に對する危険は減少しないのみならず、却つて増加した。ロイズ保險者の一人ダンソン氏の記録によれば、一八〇五年頃には、三乃至五%の料率で、此種の貨物が保險されてゐたが一八〇八年には二〇%、三〇%、甚しきは四〇%の料率が出現したのである。

一八一〇年乃至一八一四年の間に於て、最も顯著なる事項は、一八一二年六月に米國が戦争に參加したる後に於ける西印度並に北米に對する料率の突發的昂騰とポルチック料率が大陸に於けるナポレオン軍の進出を反映したる狀況とである。一八一〇年から一二年までは、復航に對する年平均料率は一六%を決して下らなかつた。一八一四年になつて、ロシア及びスエーデンが大陸封鎖に對して反旗を翻し且つプロシア獨立の復活のお蔭で四・七%に下落した。この事はホブソン氏の帳簿

に依つて知り得られるのである。

右のやうに保険料は高率であつたから、戦争の全期間を通じて見れば、保険料率は危険に對して適當なものにはちがひない。然し乍ら、ロイズの安定が苛烈なる試練を受けたる時であつた。最初の大危機は一七九四年に起つた。即ちオランダとの豫想外なる開戦が英國諸港に於けるオランダの船舶及び貨物の拿捕に導いた時である。此等の財産に對しては、英蘭兩國の親善關係を信じ且つかゝる關係と通商關係とが破壊せられ得べしとの危惧が殆ど感ぜられなかつたので、實に莫大なる金額の保険がつけてあつたのである。其保險者に對する賠償請求は非常に多額に上つたので、法律的救濟を受ける希望を以て、ロイズの委員會は首相ピットと會見するに至つたほどであつた。其努力は酬えられず、保険金額の全部は一文も残らずに全損となつたのである。其翌年リツチエリーはレバントから護衛船付きで絹物を主として積載せる六十三隻のうち三十隻を拿捕した。されば、此等の二ケ年間に、ロバート・シエツデン氏たつた一人で十九萬ポンドの損害を支拂つたといふことである。

一七九七年にはフランス及びスペインの米國船舶に對する制裁があつたが、その船舶の大部分はロンドンに於て保險されてゐた。ロシア皇帝ポールは同國の諸港に於けるすべての英國船舶を突然

的に拿捕した。實に其時は恐るべき試練の時であつたとはアンゲルシタインが特別委員會に於て述懐せる所である。同皇帝の死去によつて其財産は其後に返還されたが、それまでに全損の支拂を爲した。而してアメリカ戦争の際にコルドバの捕獲によつて惹起されたるが如き結果を生ぜず、其支拂が示されたことは、ロイズの安定性の大きなることを立證するものである。最後に來れるは一八一〇年のボルチック拿捕である。此時にはスエデンの諸港だけで捕獲された船舶に對してロイズ保險者たちは約百萬ポンドの保險契約上の責任を有してゐた。

當時に於ては、仲立人も保險者に劣らず苦境に立つた。殊に外國の被保險者に對し保險者の信用を保證したる者に於て然りであつた。一八一〇年の特別委員會から仲立人の手数料は過當に非ずやとの質問を受けたるトマス・レードは左の如き忘れ難き返答を爲した。曰く「勞力、不安心、不斷の困惑は到底名狀し得ない。寧ろ此仕事を打ち切つて別の事業をやり直したいと思ふ」と。

戦争危険より生ずる心の不安と動搖とは、ロイズに於ては、少しも新しい事柄ではない。然し戦争損害の結果は一七八一年に生じたるものと甚だしく異つてゐる。勿論、破産者もあつた。そしてロイズの商敵は聲を大にして惡宣傳を行つた。然し一八一〇年に集められたる證據によれば、破産は其莫大なる取引量に比較すれば、質に於ても量に於ても決して重大なものではないといふことは

疑ふべからざる所である。また、有力なる保険者の信用は決して手ひどい打撃を受けなかつた。事實、ロイズは戦争に依つて一七九三年代よりも遙に大いなる且つ富みたる制度となつたのである。一層效果的なる組織と非常に大なる勢力を有するに到つた。これから、ロイズの發展に及ぼしたる戦争の影響及び戦争の作戦に及ぼしたるロイズの影響を尋ねやう。

前述せるが如くフランス革命及びナポレオン戦争はロイズの保険者に苛酷なる不安と重大なる損害を持ち來したけれども、非常なる利益をもたらしたのであつた。産業革命によつて生産及び交易に與へられたる刺激は有力なる競争の排除によつて更に強められた。ランカシャーがアークライトやクロムプトンの發明を利用してゐる間に、大陸の生産及び商業の大中心諸市は交戦國の軍隊によつてふみにじられ、過酷なる徴兵制度によつて勞働力を奪はれ、且つナポレオン式戦法と不可分なる軍事的徵發によつて苦しめられた。イギリス海運業の受けたる損害は重大であつたが、敵國の商船隊は海上からその影を潜めた。最も繁華なりしフランスの諸港の街路は綠草を以て蔽はれ、迷つた船舶が一つでも入らうものなら、群集は熱狂してそのまわりに集つた。

この痛ましい状態に對しては、ナポレオンの努力も如何とも爲し得なかつた。如何なる嚴重なる法令も、如何に注意深い税關行政も、英國製品及び植民地物産を渴望せる市場から遠ざけることを

得なかつた。英國輸出及び再輸出の公式の價額は戰爭直前の三ヶ年間に於て、平均二千二百五十八萬六千ポンドであつたが、一八一一年一二年及び一八一四年に於ては、四千四十七萬一千ポンドに達した。而して、此數字には戰爭による物價の騰貴を算入してゐないのである。此等の金額の算定に當つて、政府は一六九四年に定められたる價格率に従つたのである。而して、大陸との商業の大部分は、獨乙、スカンデナビア又はアメリカの船腹を利用した。然し乍ら、遠洋航海を爲す爲めイギリスを出帆したる船舶の數は増加した。帝國の船名録によれば、英國船舶は一七九二年に百五十萬トンであつたが一八一四年には二百六十一萬六千トンに激増した。

この事はロイズに對して二つの影響を及した。第一には、注意深い商人なら誰でも無保險のままに放置してゐられない危險に對して、高率の保險料で保險せらるべき通商及び船舶の數量が著しく増大したのである。第二には、其保護の爲めに利用し得る資金が激増したのである。即ちロンドンに迅速に富を増した。そして、保險業によつて大いなる財産を作り得た。従つて、富裕にして有爲の人材はロイズに於ける利得の分け前に預からうと努力したのである。

其結果として大額の保險契約が容易に締結されるやうになつた。七十年前には一萬ポンドの保險は例外と考へられた。然し一八一〇年にはアングルシタインはトンニンゲンからの船舶には四萬ポ

ンド、西印度からの船舶及び貨物には六萬ポンド、ケベックからの毛皮輸送定期船に對しては二十萬ポンドの保險を引受くる能力あることを秘密に物語つてゐる。其年の保險審査の際に、ある證人は東印度からの船舶に對し二十五萬ポンドの保險を締結したことを語つた。而して、戰爭中に保險されたる最大の單一的危險はベラ・クルズ發のデアナ號積の金塊及び正貨に對する六十五萬六千八百ポンドであつた。而して、二萬五千ポンドが保險會社によつて引受られた外、その全部はアンゲルシタインの手を経て、ロイズの保險者が引受けたのである。

組合員の數と財産の増進に伴つて、大取引者は益々保險事業を専門的に經營する傾向を生じた。職業的保險者と著名な賢明なる商人との間の競争は一七二〇年に於てすでに認められてゐたが、アメリカ戰爭の爲めに一層激しくなつたやうである。兎に角、十八世紀の末葉に於ける商業の發達、保險法の發展及び戰爭危險の複雑なる問題は普通の商人の有してゐないやうな知識と注意とを要求するに到つた。ジオセフ・マリアットが、一八一〇年議會に於てロイズを辯護した際に言つた所によれば、現行保險料率や、平均的賠償請求の作成方法や其他の保險事業の技術的事項のすべてを知るだけでは、保險者として充分ではない。彼は世界各國の諸港及び通路の安全及び危險、各國を往來する航海の性質及び各種の航海を企てるに適當なる時期について知ることを要する。彼は國家の

事情に精通するのみでなく、自國及び敵國の海軍の根據地に精通せねばならない。世界各國間の關係に於ける變化の發生に注意しなければならぬ、之を要するに、保險事業に對し多大の時間と注意とを捧げなければならぬのである。

勿論、組合員の多數が保險事業を他業と兼營したことは疑ふべからざる所である。然し乍ら、保險市場を支配し、大なる保險取引に對して最初に署名し、且つ保險の相場を決定したる者は、保險事業を唯一若くは主たる職業と爲したる人々であつた。此等の人々のうちの多數は、現時の保險代理人のやうに、他人の名に於て保險證券に署名するを常としてゐた。

さて、ロイズに於ける、保險專業者又は保險兼業者のうちには、素晴らしい人物が居た。例へば疑ひも無く歐洲一流の商人——知識及び才能に於て第一、而して性行と財産に於ても第一——であつたサー・フランシス・ベーリングが居た。大膽無比の冒險者であり、動物油と外國公債の大規模なる投機によつて、ロンドン全市を眩惑したるリチャード・ソントンが居た。また、奴隸解放に反對したる有名なるサーチャリー・マコーレーがゐた。然し此等の人々の有名なのは、保險事業以外の方面に於てである。而して、ロイズそのものに最も深い足跡を印したる者は、ジョン・ジュリアス・アス・アンゲルシユタインとブルック・ワットスンであつた。

今や、アンゲルシタインは彼の名譽の極點に達した。保險仲立人としての彼は、時を異にして、數人の組合員をもつてゐたが、其商店に信用を與へたのは、彼自身であつた。保險者としては、彼の判斷は非常に尊敬され、彼の姓名が保險證券に現れたときには、他の保險者は躊躇せず、彼に倣つた。此種の保險證券はヅリアンスといふ名譽ある異名を附けられてゐた。彼の偉大なる才能、高尚なる性行及び長い經驗は、ロイズに於ける無敵の勢力を彼に與へた。何人と雖もロイズの慣習について、彼ほどの權威を以て語り得なかつた。かくの如き商業的才能の外に、彼は廣い趣味を有し、上品で他人を歡待し且つ金放れが良かつたので、普通の商人よりは遙かに社交の範圍が廣かつた。多數の文士や詩人と相識り、また書畫に關しては高い鑑識眼を有して多數の名作を購入した。現在、ロンドンのナシオナル・ガレリーの中心を成すものは、彼の死後、一八二三年に國家の爲めに獲得されたる彼の蒐集品である。彼の富裕なる地位と優雅なる態度とはウイリアム・ピットを傾聽せしむるに到り、戰時財政の顧問たらしめた。彼は大藏省證券の發行とか富くじの方策を採るべきことをピットに進言したのであつた。

彼の事業にしてロイズと一層密接なる關係あるものは、船名の變更を禁止する法律を通過せしめたことである。當時の狀況の下に於ては、船名變更によつて保險金を詐取し得る機會が甚だ多かつ

たのである。然し乍ら、彼がロイズに對して盡くしたる最大の功績は彼の永い生涯を通じて與へたる保險及び仲立業に於ける進取、決斷及び忠誠の實例それである。

海上保險界に於てはアンゲルシタイン程有名ではないが、ブルック・ワットスンもロイズの發展については彼に劣らないほどの重要な役割を演じたのである。一七三五年に生れ年額三百ポンドの收入ある小遺産を繼承したのである。彼は早くから主計として各地に轉戦し、一七九八年には英國陸軍の主計總監に任ぜられた。他方彼は、英蘭銀行の取締役となり一七八四年から九三年まで市會議員となり、一七九六年には市長に任ぜられた。そして、此年にロイズの議長に選舉された。かくて彼の名聲は嘖々たるものであつた。然し、彼には多數の敵があつた。彼は熱心なる戰爭主張者であつたから、經營上の損失によつて強められたるホイグ黨の平和主義者と衝突した。また、ロンドン市會に於て討議を拒絶したゝめに敵を作つた。

然し、ロイズには彼の敵がなかつた。彼は一七七二年の最初の委員會の一員であつた。而して、一八〇七年に死去するまで熱心に出席した。彼が早くから重要人物であつたことは一七八一年及び八六年の重要な總會を司會したことによつて知られる。一七九六年には議長となり、一八〇六年まで此職に在つた。此の間、彼は進取的且つ用意周到なるロイズの議長であつた。而して、一七九

六年に委員會から退いたアングエルシタイン以上に、此等十年間の多難なりし時代のロイズの發展に貢献したのであつた。

實にロイズを一つの會社として組織せんとする最初の現實的なる計畫は、ブルック・ワットスンの指導の下に於て樹立されたのである。尤も其發展の刺激は、最初には、舊式なるコヒー・ハウス制度に對する一般的不満よりも、戰爭から生じたる事態の壓迫から來たものではある。元來、ロイズは開戰の當初から海軍省と密接不斷の接觸を保つてゐた。最初には海軍省との通信は、海事の報導について責任を負つてゐた主人の手によつて行はれた。護衛船付きの船舶表及び護衛船なしで航海し得る免許を得たる船舶の表に對しては委員會が費用を支辨した。然し此等の表は海軍省から主人に届けられた。その代りに、テラー及び彼の後繼者はコヒー・ハウスにて受取つた世界諸港からの情報に含まれてゐる重要な報導の寫しを規則的に海軍省へ送附してゐた。然し、海軍省の活動を求める爲めの通信は、委員會から發せられたのである。

當時、長距離の海上交通の大部分は護衛船付きで行はれた。特別な場合を除き海外貿易船には護衛船を付けることを強制する法律が一七九八年に制定されたのだが、それ以前から、この事は行はれてゐた。そして、保險者は護衛船付きで無事に到着したる場合には多額の保險料割戻を行つた

のである。また護衛指揮官の命令に服従しなかつた船長は罰せられることになつてゐたが、船足の速い船舶は、商品をなるべく早く市場に送り届けて利益を得る爲めに、指揮官の命令に服従しないことが多かつた。かゝる行爲を行つた船長に對して適當の制裁を加ふべきであることを一七九四年のロイズの總會は決議してゐる。此決議文は税關及びローヤル・エツキスチエンデ附近のコヒー・ハウスに送り届けられた。同時にロイズの委員會は海軍省に對して通商上適當の保護を與へられむことを請願した。

此時から後は、ロイズの委員會は海軍省との通信を繼續した。そして護衛船規則が遵守されるやうに協力した。即ち、船長及び船主の側に於ける護衛船に對する不平は之を海軍省に取次ぎ、海軍の側に於ける船長に對する不平は之を船主に取次いだのである。時には船長又は船主の護衛船に對する感謝狀若くは船長に對する護衛指揮官の褒狀を取次ぐといふ愉快なる仕事をも爲した。かくてロイズは善きにつけ悪きにつけ、海軍と海運との自然の通信媒介者となつた。

右の外、護衛船の件について、海軍省を通ぜずに、海軍の士官が直接にロイズと通信を爲した例は甚だ多いのである。その最も顯著なるものは、一七九八年十二月は副提督ワルドグレーヴから受取つた手紙である。同氏は戦争の經驗を基礎として護衛船規則草案を作成し、参考としてロイズの主

人に其寫本を送附したのであるが、委員會の同意を得むとしたことは明である。此等の規則の主たる目的は被護衛船隊中に劣等船が存する爲めに生ずる航海の遅延を除くことに在つた。當時の護衛船規則には、船舶が必要なる通信旗を備へざる限り、其發航許可が與へられない旨が規定されてゐた。ワルデグレーヴ案は更に一步を進めて船舶の帆に關する充分なる説明を要求した。この案はロイズの委員會の賛同を得た。委員會はワルデグレーヴの手紙を公告する爲めに入ポンド以上の費用を支出し、此等の規則が一般に採用され且つ帆と同様に錨及び綱具にも擴張適用されむことを熱望した。此目的の爲めに苦闘したが、護衛船規則に修正を加へしむることに成功しなかつた。

右の如き海軍省及び海軍士官との密接なる關係は、ロイズの組合員が海兵、海員及び其家族の爲めに救濟基金を設けたることによつて一層親密となつた。當時、海兵及び海員が其職務を行ふに當つて死亡し若くは負傷しても、國家は之に對して何等の救濟方法を講ぜず、専ら民間の慈善事業家の手に委せたのである。かゝる事情の下に於て、ロイズ組合員の爲したる愛國的行動は廣く全英國の賞讃を受け且つ海軍省から渝らざる友誼を勝ち得たことは當然のことである。

かくの如くロイズ組合員が慈善事業を企てたについては、コヒー・ハウスなるものが慈善的目的の爲めに其以前から使用されたことを回想しなければならぬ。すでに一七六九年に六兒を擁せる

零落したやもめがロイズに於て如何に小額の寄附でも恵んで頂き度い旨を廣告してゐる。其他之に類するものは少くなかつたやうである。

然しニュー・ロイズがロイヤル・エツキスチエンヂへ移轉後第一回に募集したる寄附はかなり大規模なものであつた。即ち一七八二年にロイヤル・ヂョージ號難破の罹災救助金として六千乃至七千ポンドを集めたのであつた。一七九四年にはラットクリツクの大火に際して二千ポンドの救恤金をロイズ組合員は寄附した。其翌年には貧困労働者の救濟委員會が設けられた。然し海上保険者たる性質上、ロイズの組合員は商船乗組員の遺族に對して最も親切であつた。之が爲めに一八〇〇年、タイムズ紙はロイズの紳士は海員の孤兒の父であるとの記事を掲ぐるに至つた。

かくの如くロイズの慈善事業は活潑であつたけれども、フランス革命戦争時代に於ける戦時救濟基金はロイズの歴史上最も重要なものである。同基金は大海戦の度毎にロイズ組合員を中心として募集されたのであるが、第一回即ち一七九四年の六月の海戦後の如きは、ロイズ組合員及び顧客の集會に於てわづか一時間足らずの間に一千ポンド以上の寄附を集め得たといふ。而して、一八〇二年までに募集し得たる寄附總額は一萬三千ポンドを越えたのである。

此等の寄附募集はロイズ組合として公式に行つたのではないので、ロイズの委員會は其寄附金の

處分に關係は有たなかつた。また組合自身の基金はまだ極めて小額で寄附を爲すに足りなかつた。一七九八年に到つてロイズは組合として、國防費一千ポンドを寄附したに過ぎない。然るに、公衆の心には、ロイズの組合員が募集した諸種の寄附金はロイズの寄附として、刻み付けられてゐる。これ、蓋しロイズの組合員中の有能なる人士が多額の寄附を爲し、且つ多忙なる生活中の貴重なる時間を割いて廣く公衆の同情に訴へ、且つ寄附金の處理に献身的努力を拂ひたるに外ならないのであらう。實に當時のロイズは現在市役所の爲しつゝあることを行つてゐたのである。かくてロイズの組合員の多くは、寄附金募集委員會員として、艦隊司令や艦長としばしば文通した。而して、ロイズ組合員の行動が如何に海軍側に於て尊敬され價值を認められてゐたかは、アングルシユタインに送つたネルソン提督の手紙によつて、まことに明かである。

尙、當時に於ては、戰爭に於て、又は商業の防護に於て、特に功績を立てた海軍士官に對して皿又は名譽の刀劍を贈呈することが流行した。また敵艦に對抗して自分等の船舶を勇敢に防護したる商船の船長に對しても、ロイズ組合は敬意を表することを忘れなかつたのである。

右の如き多額の寄附金の募集と、公衆の注視の的となりたることとは、コヒー・ハウスに於ける協同精神の助長に預かつて力あつた。然し、之以上に此點に於て重要なことは、護衛船並に海軍省

の保護の件について、委員會と海軍省とが直接の通信を開始したことである。かくて、最初には、取引設備と其費用の問題に關はつてゐた委員會は無意識的に保險者と仲立人との共通の利害問題について次第に廣い責任を負ふやうになつた。組合員自身も彼等の共同の利害に益々目覺めて、委員會に對して、彼等に影響ある問題に注意を拂はれむことを益々希望するに到つた。

従つて委員會の集會の數は増加した。一七八〇年から一七九三年までに、わづか十八回開かれたものが一七九五年には十五回に達したのである。其後も毎年十數回づゝ開かれてゐる。のみならず、非公式の委員會は頻々として催され日常の事務を處理したやうである。而して、今や委員會の權限と責任とを今迄よりも明確に規定すべき機は熟したのである。而して、ロイズを一つの組合としてより一層公式的なる組織とすべき第一歩は一七九六年に催されたる總會に於て、踏み出されたのである。面白いことには、此總會は新しい主人を指名することを主たる目的としたので、組織の問題は其時の思ひ付きであつたと思はれること、是である。一七九六年、ジョン・ベネットと協力してゐたテラーは死亡したので新に二人の主人を總會は指名した。エドワード・トレビルコック及びトマス・ホワイト、即ち是れである。かくて主人は三人となつたが一七九九年にトレビルコックが死亡して、また元のやうに二人となつた。

さて、主人指名問題解決後、組合員は毎年二回、眞夏とクリスマスに於て總會を開催すべきこと及び年次報告及び計算報告書を提出すべきことを議決した。ローヤル・エックスチエンヂヘニユー・ロイズ開設以來、二十二年間も、決算報告が要求せられなかつたことは驚くべきことである。然し、茲に新に定期總會及び年次報告が要求されたことは一層注目すべきことでなければならぬ。従來、ロイズの團體としての行動は微弱で且つ斷片的であつて、年次報告を爲すに足るものがなかつた。然るに此等の決議には、ロイズが其組合員の利益を繼續的に保護すべき一大制度であるとの觀念がはじめて現れてゐる。かくて、ロイズ・コヒー・ハウスはロイズに其席を譲つたのである。

四年後には更に大改革が行はれた。それは自稱組合員に對してはじめて資格の制限を爲したと、是である。此改革の端緒も亦面白いことにはロイズの特徴を示してゐる。當時ロイズには多數人が來集して其不快は堪え難いものとなつた。委員會は新しく一室を獲得しやうとしたが、かくしては際限ないと考へたので他の手段を探ることにした。即ち従來十五ポンドを納むれば會員となり、また會員は其代理人又は店員を自由に無制限に出入せしめ得たのであるが、一八〇〇年四月二日の總會は商人及び銀行家にして保險業を兼營する者、保險者及び保險仲立人のみ組合員たり得べきことを議決したのである。また、不純分子の入會を拒絶する爲めに各候補者は少くとも六名の組

合員の推薦を要すと定めた。而して、此規定は事實上委員會の公式的選舉を意味するものと解せられた。また、組合員たるの資格は其人にのみ限られ、代理人をロイズに出入せしむる爲めには、別に入會金十五ポンドを要した。而して會員は黒檀の名札を入口で呈示しなければならなかつた。

この外に室内の整頓及び船舶の到着及び滅失の揭示に關する決議が成立した。此等はより有效なる組織及び管理に對する希望が益々増大されたることの證明として興味あるものである。

此等の改革の効果は忽ち顯れた。從來、入會金不拂の人々は續々として支拂を爲した。一八〇一年七月三十日迄に入會金納められた。そのうち百七十は代理人の爲めのものであるが、之によつてロイズの組合員の數は倍加した。其後の入會は毎年平均して來て百五十乃至二百である。この會員及び資力の増加が如何なる結果をもたらしたかは、戰爭期間の後年に於けるロイズの活動及び影響の如何に増加したるかによつて明に知り得らるのである。

十九世紀に入つてからのロイズは其會員數に於て、其團結力に於て、また其富に於て、一七九三年のロイズとは比較にならぬ程の發展を遂げた。従つて、其英佛戰爭に於ける英國海軍の作戰に及したる影響は愈々重大となつた。此點を明にする爲めには、先づロイズそのもの、異常なる發達を語らなければならぬ。

先づロイズの會場の廣さは新に大きな室が一八〇二年に獲得されて最初のものに比すれば約四倍となつた。然かも、會員の數は千三百餘に達して、場内は雜踏を極め、保險者のうちには、着席し得ずして立つたまま、保險證券に署名するものさへあつた、また此等の保險者のうちには特種の取引についてのみ保險を引受ける専門家を生ずるに至つた。當時奴隸の保險が盛に行はれたが一八〇六年及び一八一一年の法律によつて奴隸賣買と共に其保險も禁止された。また賭博保險も行はれて、一八一三年には、ナポレオンの生命及び自由に關する保險さへ結ばれた。火災保險は、かなり古くから行はれたやうであるが、益々盛に行はれるやうになつた。

然しロイズの組織には缺陷があつた。其組合の秘書的事務に對して適當なる規定のなかつたことである。即ち諸種の報導はコーヒー・ハウスの主人等の手に委ねられてゐて、委員會が自ら通信を爲すことが極めて稀であつたこと、是である。往時のロイズには、之で間に合つた。然し一大制度となつたロイズには勿論不足である。されば、一七九六年頃すでに秘書役を設くべき議が起り、委員會は之を可決した。然し其後、此問題は不問に附されてゐた。然るに、一八〇四年、陸軍大臣はコーヒー・ハウスの給仕等と文通することは欲せざる旨を、甚だ鄭重なる方法に於てではあつたが、明にした。之が直接の動機となつてか、同年八月十四日、委員會は小ジョン・ベネットを其秘書役と

して採用することゝした。小ジョンはコヒー・ハウスの主人の一人である大ジョン・ベネットの子息で、當時二十六歳の青年であつた。活動的な、計數に明るい、聰明なる此青年は父の助手としてコヒー・ハウスの帳簿掛をしてゐた。彼は不撓不屈の精神を以て事務に甘んじ熱中し、ロイズの船舶知識の蒐集組織に一大刷新を加へた。

一八〇四年彼が就任の際には右の組織は二つの部分から成つてゐた。一つは世界の港灣からの通信書類によるもので此等の信書は、郵便局との特約により、はじめは有償的に取扱はれたが一七九一年以降は、此等の通信が社會全般の利益となるとの理由によつて、無償的となつた。また臨時的通信員からの報告もあつた。

も一つは、委員會の費用にて、主人等が補助的報告を獲得することであつた。海軍省から護衛船及び免許船の表を、東印度會社から返信を、重要諸港から特別報告を得たる等の如き是であつて、其費用は年額百ポンドに達した。而して船舶表は郵税を免除されてゐた。

此等の仕事の全部の管理は相變らず主人等の手にあつた。然し大ジョン・ベネットは組合員室の用務で多忙だつたので報導文の謄寫及び揭示はホワイト及び小ジョンに委ねられるやうになつた。特に小ジョンは海難及び護衛船に關する書類を獨占的に處理した。彼が完全に此職務を果したと

は、彼の活動の最小部分に過ぎない。彼は當時存在したる報導の源泉の不足を痛感して、新に新天地の開拓を志したのである。即ち、彼は國の内外を問はず、有益なる報告を供給し得ると思料せる人々と個人的な且つ親密なる交通を開始した。此點に於て彼は家族的に恵まれてゐた。彼の義兄には艦長があつた。受取つた報導は彼自ら整理した。彼の創意に基いて通信事務は著しく擴張した。新しい通信員も設けられた。船舶表や新聞は各地から蒐集された。かくて委員會は報導費用として年額五百ポンド以上を支出することゝなつた。かくて、ロイズに集まる報告は其範圍、其種類、其正確さ及び其新鮮さに於て他の如何なる商業又は官營の制度のそれを遙かに凌駕したのである。しかも、ロイズは此等の報導を独占せず、出来る限り公衆の縦覽に供した。勿論、組合員室内の書類及び黑板は秘密に屬する報導をかなり含むてはゐた。然し諸港からの通信及び公開して差支ない報導はコーヒー室に規則的に揭示された。その爲めに、一般公衆からは感謝され、ロイズの信望は高められた。

然し、ロイズの名を全國的に高めたものは一八〇三年に於ける愛國基金の創設である。すでに述べたる一八〇〇年の改革によつて、ロイズの會員數は激増し、其基金は一八〇三年にはコンソル公債にて四萬三千ポンドに増加した。今やロイズは團體として、寄附を爲し得るに至つた。尤も此の

前年に於てロイズは救助船建造者に對して百ギニーの報酬を與へ、且つ委員會は救命艇建造の目的を以て二千ポンドまでを支出し得る權限を與へられた。此種の補助を得んが爲めの申込は少くなかつた。そして、ロイズの援助によつて一八二五年までに二十餘隻の救命艇は建造されたのである。従つて、海員及び海兵はロイズに對して、既に好感を有つてゐた。一八二四年、水難救濟會の設立せらるゝや、ロイズは二千ポンドの殘餘を以て既設のボートの修繕費に宛て、また此會に對して別に寄附を爲した。

救命艇基金創定から五年の後、ロイズはロンドン病院に五千ポンドの寄附を爲しロンドン商業の爲めに使用されたる海員の治療費に宛てられんことを望み、また別に個人的寄附をも勧誘した。然し、此等は前述せる愛國基金より遙かに小さいものである。

愛國基金の創設は一八〇三年七月二十日の總會に於て議せられた。其際に成立せる決議によれば、同基金の目的は主として海軍々人を激勵し且つ其病傷に對し又は其遺族に對して救濟を爲すことに在つた。而して、ロイズは二萬ポンドのコンソル公債を此基金として支出し、且つ一般の寄附を募集することゝなつた。二週間以内に於て、愛國基金は、實に七萬ポンドを超過するに至つた。而して、このロイズの事業はあらゆる階級、あらゆる種類の人々から支持されたのであつた。

右の基金は愛國基金委員會の手に移され廣く國家的事業となつたが、其時からロイズは組合として、其基金の管理と無關係になつた。然し、此事業はロイズが着手したので、其委員會には多數のロイズ組合員が加はつてゐた。特に、事實上、基金の管理及び分配の職責を負ひたる會計委員會はすべてロイズの組合員より成立してゐた。

其後に於ける戦争の慘禍は基金の缺乏を來したので、ロイズ組合は一八〇九年に五千ポンド、一八一二年には一萬ポンドのコンソル公債を寄附した。其他、組合員の個人的寄附は更に多額に上つたのである。其上、ウオタール戦争寄附として、ロイズは一萬ポンドのコンソル公債を支出した。

富力の増加、組織の強化、比類なき船舶事情報導組織より生ずる威信及び愛國基國の創設によつて得たる名聲は、海軍及び商事の事件に於けるロイズ組合の勢力に反映した。今やロイズは國家内に於ける一つの權勢である。従つて、海軍省もしばしばロイズの要請を容れ若くは其の協力を求めるに至つた。例へば、護衛船數の増加、護衛船の護衛範圍の擴張若くは護衛せらるべき商船隊の出發地又は出發時期の變更其他について海軍省はロイズの要求を容れたことが少くない。また、海軍省が英佛海峡に面する海岸に散在せしめたる通報局の用ふる信號は、從來軍艦にのみ理解せられたのであるが、ロイズの盡力により商船も亦之を爲し得るに至り、商船の航海は一層安全となるやう

になつた。

また、ロイズ発行の新聞たるロイズ・リストは敵軍を欺く爲めに用ひられた場合が少くない。例へば、中立國船舶にして英國と通商したることがフランス軍によつて發見せらるゝとき、もし其中立國がフランスの支配下に在れば、其船舶は沒收せられたるが故に、ロイズ・リストへは此種の船舶の到着を記載せず、若くは記載するとしても虚偽の事柄を以てした。然るに、此新聞に對して一八〇一年以來、數名の郵便局事務員によつて創設されたる日刊新聞ゼネラル・シツピング・アンド・コンマーシアル・リストなる競争者が現れた。然し、一八〇八年までは、兩者の間に何等特別の軋轢はなかつた。ゼネラル・リストの所有者たちは、組合員室に出入して秘密書類を縦覽することを許された。但し其再録は禁止されてゐたのである。然るに一八〇八年に至つて、ロイズの議長は郵便局長に對して、ロイズが政府の希望に従つて記載を差控へてゐるに拘らず、ゼネラル・リストが之を無視し、結局英國の利益を害するに到るべしとの抗議を提出した。更に又、ゼネラル・リスト側がロイズの秘密書録を其儘再録し、郵便局を経て送られる船舶表を騰寫し且つ自分等の新聞の利益の爲めに諸港からの通信其他の配達を故意に遅延することを責めた。此等の點について郵便局の秘書とロイズの議長との間に論争が繰り返されたが、結局ロイズ側の勝利に歸したやうである。

此期間の全體に互つて、戰爭はロイズの他の一切の行動に陰影を投じた。然し乍ら、組合員の利益を繼續的に監視する一大公共團體としてロイズを見るといふ新しい組合觀念は、確實に發展したる證據がある。一八〇二年以降、詐欺的海損を防止すべき特別委員會が設けられたるが如き是である。此委員會は、すべての保險證券に挿入すべき約款案を作成したのである。然し、それが如何なるものであつたかの記録は存しない。一八〇三年には、保險證券に對する印紙稅輕減についての永い闘争が開始せられた。また同年、委員會の盡力によつて船舶の故意の破壊をより善く豫防する爲めの法律が制定された。

次に委員會の活動範圍が廣汎であり且つ其勢力の大なりしことを示す爲めに三つの事件だけを摘記しやう。第一は、保險者の利益となるが如き訴訟事件に於て船主其他が要したる訴訟費用をロイズ自ら負擔するといふ慣習を生じたることである。第二は海外に於ける海事地方裁判所が敵軍に捕獲されたる船舶又は貨物を取戻したる者に對し競賣を許すといふ慣習に反對したることである。此抗議は捕獲法についての最大の法律家ストウエル卿によつて支持され一八一三年には、ロイズの要求を満足せしむる爲めの樞密院令が公布された。第三の事件は次に來るべき事件の影像として特に重要である。それは、一八〇五年委員會がグッドウイン・カーリング商會をダウン地方に於けるロイ

ズの代理人として指名したことである。此指名は非常に例外的のものと思はれた。何故なれば、他の諸港に於て代理業を營む者がロイズの代理人たることを依頼されたとき、委員會は保險者の代理人として行動すべき代理人を任命する権限を有する者に非ずとの理由によつて、彼等は其委任を拒絶したのであつた。然し乍ら、茲に新たな先例が開かれ、其後ロイズの事業の擴張につれて、此先例は繰り返された。

四

ロイズの歴史的研究は歩を進めるに従つて愈々益々興味深くなつてくる。ロイズの發展過程には英國の商業經濟事情のみならず、政治状態及び國民性などさへも反映してゐることが明に看取せられるのである。然し乍ら、紙幅の都合上、私は英佛戦争のロイズに及したる影響までの研究のみを紹介してペンを擱く。

(一九三一・一二・一〇)

